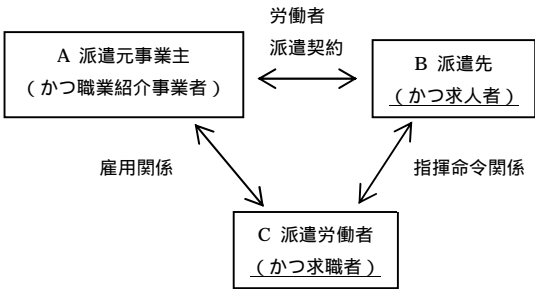
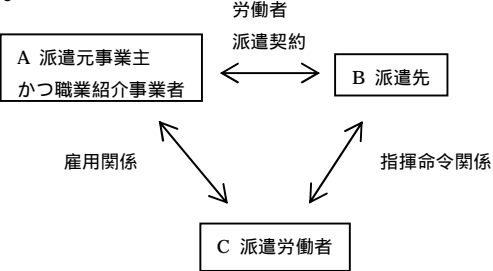


派遣元責任者講習テキスト 労働者派遣法（第3版5刷）正誤表

頁行	正	誤
2頁3行	1「労働者派遣法」 <u>制定と改正の経過</u>	1「労働者派遣法」改正の経過
7頁2行	1「労働者派遣法」 <u>制定と改正の経過</u>	1「労働者派遣法」改正の経過
7頁22行	ILO第181同条約・・・(中略)・・・踏まえ、 <u>大改正</u>	ILO第181同条約・・・(中略)・・・踏まえ、 <u>一部改正</u>
8頁5行	(1)派遣受入期間の延長 従来派遣受入期間が1年とされていた業務は最長3年までに延長	(1)派遣受入期間の延長 <u>対象26業務では原則制限なし。(削除)</u> 従来 <u>原則</u> 派遣受入期間が1年とされていた業務は最長3年までに延長
10頁表内	派遣労働者の保護等に関する措置 労働者派遣契約 	派遣労働者の保護等に関する措置 労働者派遣 
10頁表内	労働基準法等の適用の特例（派遣先） 使用主として責任を分担	労働基準法等の適用の特例（派遣先） 使用者としての <u>責任を分担</u>
24頁20行	(イ)事業主が許可を受け、・・・(中略)・・・「一般労働者派遣事業を行う事業所」であり、 <u>実質的に一般労働者派遣事業の内容となる業務処理の一部又は全部を行い、派遣労働者に対して派遣就業の指示を行い労働に従事させていると評価できる事業所です。具体的には、・・・(中略)・・・の処理機能を有している、派遣労働者が帰属する事業所を示します。</u>	(イ)事業主が許可を受け、・・・(中略)・・・「一般労働者派遣事業を行う事業所」 <u>ですが、これは実質的に一般労働者派遣事業の内容となる業務処置、すなわち、派遣労働者に対して派遣就業の指示を行い労働に従事させていると評価できる事業所であって、具体的には、・・・(中略)・・・の処理機能を有している、いわば、派遣労働者が帰属する事業所のことです。</u>
25頁2行	欠格事由・・・(中略)・・・、 <u>執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない等</u> に該当する者は、(後略)。	欠格事由・・・(中略)・・・、 <u>その後5年を経過しない等</u> に該当する者は、(後略)。
69頁3行	7 派遣労働者に係る雇用制限の禁止 派遣元事業主は、・・・(中略)・・・制限してはなりません。 <u>また、派遣元事業主は同様に派遣先が派遣労働者であった者を雇用することを制限してはなりません(法第33条第1項、第2項)。</u>	7 派遣労働者に係る雇用制限の禁止 派遣元事業主は、・・・(中略)・・・制限してはなりません <u>(法第33条第1項)。</u>
71頁1行	記のいずれかの方法・・・(中略)・・・、 <u>明示すべき事項をあらかじめ、これらの方法以外の(後略)。</u>	記のいずれかの方法・・・(中略)・・・、 <u>これらの方法以外の(後略)。</u>
75頁最終行	項を、 <u>あらかじめ</u> 書面の交付もしくは(後略)	項を、書面の交付もしくは(後略)

79頁下から2行	免許証等)、学生証、(I)については、配偶者等と…(中略)…。ただし、客観的に合理的な(後略)。	免許証等)、学生証、配偶者等と…(中略)…。ただし、合理的な(後略)。
91頁22行	労働省告示第357号・平成24年同告示第551号)が定められ、(後略)。	労働省告示第357号・平成20年第12号改正告示)が定められ、(後略)。
91頁下から4行	明示すべき労働条件の範囲は、次のとおりです(労働基準法施行規則第5条)。 (a)労働契約の期間に関する事項 ・期間の定めの有無、期間の定めのある場合はその期間 ・期間の定めがあり、更新の可能性のある場合はその判断基準	明示すべき労働条件の範囲は、次のとおりです。 (a)労働契約の期間に関する事項 左記下線部を挿入
92頁4行	賃金の締切り及び支払い時期ならびに昇給に関する事項(短時間労働の場合には、昇給賞与退職金の有無及び相談窓口についての記載が必要です。)	賃金の締切り及び支払い時期ならびに昇給に関する事項 左記下線部を挿入
155頁5行	ので、 <u>雇用</u> のミスマッチを(後略)。	ので、 <u>転職</u> のミスマッチを(後略)。
155頁6行		
155頁8行	A 派遣元事業主かつ(職業紹介事業者) B 派遣先(かつ求人者) C 派遣労働者(かつ求職者)の雇用関係の成立をあっせん 	A (派遣元事業主かつ職業紹介事業者) B (派遣先)・C (派遣労働者)の雇用関係の成立をあっせん 
324頁	派遣元事業主の欄 法第34条 就業条件等の明示 2,277 請負事業者の欄 法第34条 就業条件等の明示 62	派遣元事業主の欄 法第34条 職業条件等の明示 2,277 請負事業者の欄 法第34条 職業条件等の明示 62
321頁	平成25年度労働者派遣事業報告書の集計結果(抄)	左記資料の差し替え(資料省略)
322頁	最近の労働者派遣事業の運営状況	
325頁	労働者派遣事業アドバイザー相談状況	